

有田ダム水質改善装置（プロペラ式循環装置）賃貸借特記仕様書

1 業務名 単ダ施設 第 1109900-001 号

有田ダム ダム施設修繕賃貸借（水質改善装置賃貸借）

賃貸借物件 水質改善装置（プロペラ式循環装置）

2 適用範囲

本仕様書は、この賃貸借の実施に当たっての特記事項及び規程について定めたものであり、その他の一般事項等は、機械工事共通仕様書（案）による。

3 目的

佐賀県が管理する有田ダムにおいて、貯水池内への水質改善装置（以下「プロペラ式循環装置」という。）の設置、運転と保守点検を行い、貯水池における貧酸素水域の発生の抑制（底泥から溶出するマンガンの抑制）や、底部放流水の硫化水素の抑制を行うものである。

なお、契約期間満了後、賃貸人はプロペラ式循環装置を賃借人に無償譲渡するものとする。

また、次に掲げるものは、賃貸人が実施するものとする。

- ・ プロペラ式循環装置の搬入、設置
- ・ プロペラ式循環装置の保守点検
- ・ プロペラ式循環装置の事故発生等、緊急時における点検確認
- ・ 契約書（案）第 9 条第 1 項の規定により契約解除した場合のプロペラ式循環装置の撤去

4 賃貸借場所

佐賀県西松浦郡有田町白川地先 有田ダム

5 賃貸借期間及び支払い方法

- (1) 賃貸借期間は、プロペラ式循環装置の設置、機器動作確認（試運転）等が終了し利用開始ができる令和 8 年 4 月 20 日から開始するものとする。

なお、プロペラ式循環装置の設置、機器動作確認等の終了が早期に出来れば、発注者が別途指示する日を賃貸借期間の始期及び終期とし、賃貸借期間を変更できるものとする。

（賃貸借期間の始期及び終期）

令和 8 年 4 月 20 日から令和 16 年 4 月 19 日まで（8 年間）

(2) 支払い方法

完了払い（実績月の翌月以降の完了払い）

実績月は暦法による。

ただし、実績月が1月に満たない場合の実績額は、日割り計算とする。

6 プロペラ式循環装置の調達

賃貸人は、本賃貸借にて使用するプロペラ式循環装置一式を準備し、据え付け業者に対して工場渡しする事。受け渡し時期等の詳細については賃借人と十分に協議すること。なお、設計、製作にあたっては、下記に示す基準（契約時点における最新のものを用）によるものとする。

- ・佐賀県土木共通仕様書
- ・ダム・堰施設技術基準（案）基準解説編
- ・プロペラ式湖水浄化システム設置・運用マニュアル（案）
- ・電気設備技術基準
- ・労働安全衛生法

また、調達、設置においては次の（1）から（2）までについて特に留意する。

以下に示す性能と同等以上の性能を有するものとし、製品を指定するものではない。

(1) 装置仕様

(プロペラ式循環装置)

循環装置駆動部	型式	インバータモータ
	出力	3.7kw
	電源	3φ3W、60Hz、AC200V
	材質	主要部：SUS304
	装置流量	2600m ³ /時間
送水管ユニット	材質	SUS304／ポリエチレン管 φ1000
吹出部	材質	SUS304
数量		1基

(係留アンカー)

係留資材	型式	コンクリートアンカーブロック方式
	材料	SUS304（吊金物）、コンクリート 18-8-40 BB
数量		水中3躯体

(操作盤)

操作盤	材質	鋼板製
インバータ	出力	3.7kw 1 台
	電源	200V × 60Hz
数量	1 基	
機能	1 日 1 回の逆洗運転時間をタイマーで調整できるものとする。	

(2) 装置詳細仕様

- ・プロペラ式循環装置の設置場所及び設置台数 有田ダムのダム堤付近に 1 基設置する (別紙参照)。
- ・プロペラ式循環装置の係留等 (別紙参照)
 - ア プロペラ式循環装置は、移動防止のためアンカーなどで固定する。
 - イ プロペラ式循環装置のアンカー、ワイヤー、動力線は、大雨、強風、水位変動などにも耐えられる構造を有し、また、耐水性に優れた材質とすること。
 - ウ プロペラ式循環装置にはメンテナンス上、腐食しにくい材質を用いること。
- ・操作盤は屋内に設置可能とする。なお、運転中に吸い込みストレーナーがゴミにより閉塞した場合や一定間隔で逆洗する性能を有すること。
- ・プロペラ式循環装置は、水面上の浮体部積載した 3.7kw インバータモータにより、プロペラを駆動し、表層の水が送水管を通して底層の移送する装置であること。また、貯水池の水位変動にも追従できる装置であること。
- ・プロペラ式循環装置の動水量は 2,600m³ / 時間以上の能力を有すること。
- ・プロペラ式循環装置の構造はプロペラ、プロペラケーシング、減速機付インバータモータ及びプロペラ軸からなり、これらは一体で上部から取り出せる構造とする。また、ゴミがプロペラに噛み込むことによるプロペラの停止を防ぐ構造を有すること。

7 衛生管理

本賃貸借は、貯水池内で施工されるものであり、賃貸人は衛生管理に十分留意する。

8 災害対策

賃貸人は、貯水池での作業を行う際、常に安全に留意し災害の防止に努める。作業等に際しては、貯水池変化、及び豪雨、強風等の気象変化、その他の天災に対し、平素から気象予報等に十分な注意を払い、常にこれらの状況に対処できるよう準備する。

9 水質汚濁防止

貯水池は有田町水道局の水源であるため、水質汚濁防止の観点から、作業に使用す

る資機材から油脂類等の漏洩がないよう、また、水質への悪影響を与えないよう万全を期す。

10 現場の整理整頓

本賃貸借の作業に使用する資機材等については、貯水池管理者や第三者の障害とならないよう使用の都度整理し、現場付近は常に清潔にする。

11 関係部署との協議

作業時における交通安全確保等について、関係部署との協議及び必要な書類申請等の手続きは賃貸人が行う。

12 プロペラ式循環装置の運搬

(1) 設置予定箇所付近は、組立てに必要となる十分な空地を確保できない場合を考え、現地での組立て作業を極力簡略化できるような荷姿で出荷し、現地まで運搬する。

(2) 貯水池までの道路の通行に当たり、大型車両通行制限等に注意する。

13 工事用地および資材置場等

賃貸人は、現地施工期間中に無償で使用可能な用地は、別途賃借人と協議を行うものとし、資材置場等についても適切に使用することとする。

14 発生材の処分

設置で生じた発生材等は賃貸人の責任において、法律及び法令等を遵守し処理する。

15 業務の処理

賃貸人は、業務を進めるに当たり、貯水池施設の維持管理に影響を与えることの無いよう、貯水池管理者と十分な協議を行う。

16 業務内容の疑義

賃貸人は、業務内容に疑義を生じたときには、速やかに担当者と協議しなければならない。

17 報告書類の提出

賃貸人は、次の(1)から(10)までに示す書類を提出する。

(1) 賃貸借着手届

- (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書
- (3) 主要現場従事者等届（作業従事者名簿）
- (4) 作業計画書及び作業工程表
- (5) 緊急保安体制
- (6) 確認図（製作図、設置図等必要図面）
- (7) 運転及び点検確認表
- (8) 業務報告書
- (9) 業務完了届
- (10) その他、特に指示する書類

18 秘密の保持

賃貸人は、本賃貸借で知りえた事項や関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

19 その他

この契約の締結後において、翌年度以降の当該契約に係る予算の削減があった場合は、契約解除ができるものとする。ただし、この規定により契約解除する場合は、本契約の終期までの残存期間に相当する賃貸借料を違約金として賃借人が賃貸人に支払うものとする。